

官報

号外

平成十七年五月十二日

第百六十二回 衆議院會議録 第二十四号

平成十七年五月十二日(木曜日)

議事日程 第十八号

平成十七年五月十二日

午後一時開議

- 第一 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 商標法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 商標法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議
○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長小沢鋭仁君。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(小沢鋭仁君登壇)

○小沢鋭仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、京都議定書の発効及び我が国の温室効果ガスの排出の現況にかんがみ、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、地球温暖化対策推進本部の所掌事務の追加を行うとともに、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者に係る温室効果ガスの排出量の報告等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月十四日日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

した。

委員会におきましては、翌十五日小池環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、十九日から質疑に入り、二十六日には参考人から意見を聴取するなど慎重な審査を行い、五月十日質疑を終局いたしました。質疑終局後、直ちに採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 商標法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、商標法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長河上肇君。

商標法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(河上肇君登壇)

○河上肇君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地域の産品等についての事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化に資するため、地域の名称及び商品の普通名称のみから成る商標等について、地域団体商標としての登録を受けることを可能とする等の措置を講ずるものであります。

本委員会においては、去る四月十五日中川経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、昨日質疑を終了いたしました。質疑終局後、採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時七分散会

出席国務大臣

経済産業大臣 中川 昭一君

環境大臣 小池百合子君

○議長の報告 (通知書受領)

一、昨十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員

辞任

補欠

園田 博之君 坂本 哲志君
河村たかし君 近藤 洋介君
仙谷 由人君 中塚 一宏君
中塚 一宏君 計屋 圭宏君
坂本 哲志君 園田 博之君
近藤 洋介君 河村たかし君
計屋 圭宏君 仙谷 由人君
環境委員

辞任

補欠

荒井 聰君 鮫島 宗明君
土井たか子君 山本喜代宏君
鮫島 宗明君 荒井 聰君
山本喜代宏君 土井たか子君
安全保障委員

辞任

補欠

額賀福志郎君 西銘恒三郎君
中野 謙君 松崎 哲久君
西銘恒三郎君 額賀福志郎君
松崎 哲久君 中野 謙君
議院運営委員

辞任

補欠

古川 禎久君 山際大志郎君
高木美智代君 古屋 範子君
阿部 知子君 横光 克彦君
山際大志郎君 古川 禎久君
古屋 範子君 高木美智代君
横光 克彦君 阿部 知子君
厚生労働委員

辞任

補欠

上川 陽子君 近藤 基彦君
菅原 一秀君 大前 繁雄君

大前 繁雄君 菅原 一秀君
近藤 基彦君 上川 陽子君
経済産業委員

辞任

補欠

望月 義夫君 左藤 章君
山口 泰明君 加藤 勝信君
加藤 勝信君 山口 泰明君
左藤 章君 望月 義夫君
(特別委員辞任及び補欠選任)
一、昨十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
武力攻撃事態等への対処に関する特別委員

辞任

補欠

津島 恭一君 坂本 哲志君
大島 章宏君 市村浩一郎君
長島 昭久君 三日月大造君
若井 康彦君 吉田 泉君
坂本 哲志君 津島 恭一君
市村浩一郎君 大島 章宏君
三日月大造君 長島 昭久君
吉田 泉君 若井 康彦君
(政治倫理審査委員会委員辞任及び補欠選任)
一、去る十日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理審査委員会委員

辞任

補欠

三日月大造君 竹下 巨君
農林水産委員会 付託
(議案付託)
一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)
(議案送付)
一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

介護保険法等の一部を改正する法律案

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案
地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案
(議案通知書受領)
一、昨十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
平成十七年三月十五日
内閣総理大臣 小泉純一郎

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十二条」を「第三十三条」に改める。
第一条中「国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)の確かつ円滑な実施を確保する」を「京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずる」に改める。
第二条第五項中「温室効果ガスの総排出量」を「温室効果ガス総排出量」に改め、「係数をいう」の下に、「以下同じ」を加える。
第三条第三項及び第四条第二項中「抑制等のための措置」を「量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置」に改める。

第七条中「京都議定書」を「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)」に改める。
第八条第二項第六号を次のように改める。
六 第二十条の二第一項に規定する政府実行計画及び第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に関する基本的事項
第八条第二項第七号中「温室効果ガスの総排出量」を「温室効果ガス総排出量」に改める。
第九条第一項中「平成十六年及び」を削る。
第十一条第一号中「作成」の下に「及び実施の推進」を加え、同条第二号を次のように改める。
二 長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整に関すること。
第二十条の見出しを「国及び地方公共団体の施策」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。
第二十条の次に次の一条を加える。
(政府実行計画等)
第二十条の二 政府は、京都議定書目標達成計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「政府実行計画」という。)を策定するものとする。

2 政府実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 計画期間
二 政府実行計画の目標
三 実施しようとする措置の内容
四 その他政府実行計画の実施に関し必要な事項

3 環境大臣は、政府実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 4 環境大臣は、政府実行計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。 5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府実行計画を公表しなければならない。 6 前三項の規定は、政府実行計画の変更について準用する。 7 政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。 第二十一条の見出しを「地方公共団体実行計画等」に改め、同条第一項中「抑制等」を「量の削減並びに吸収作用の保全及び強化」に、「実行計画」を「地方公共団体実行計画」に改め、同条第三項中「実行計画」を「毎年一回、地方公共団体実行計画」に、「温室効果ガスの総排出量」を「温室効果ガス総排出量」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「実行計画」を「地方公共団体実行計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 地方公共団体実行計画の目標 三 実施しようとする措置の内容 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項 第二十一条の次に次の九条を加える。 (温室効果ガス算定排出量の報告) 第二十一条の二 事業活動(国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。)に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの(以下「特定排出者」という。)は、毎年度、主務省令で定めるところにより、事業所(事業活動の態様を勘案し	て事業所によるものが適当でないと認められる特定排出者として主務省令で定めるものにあつては、主務省令で定める区分。以下この項、次条第一項、第二十一条の四第二項第二号及び第二十一条の六第二項第二号において同じ。)ごとに、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に、主務省令で定める事項を当該事業所に係る事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)に報告しなければならない。 2 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。 (権利利益の保護に係る請求) 第二十一条の三 特定排出者は、前条第一項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報に公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益(以下「権利利益」という。)が害されるおそれがあると認料するときは、当該温室効果ガス算定排出量に代えて、当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を事業所ごとに合計した量(当該量がある場合においては、当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量。次条第二項第二号において同じ。)をもって次条第一項の規定による通知を行うよう事業所管大臣に請求を行うことができる。 2 特定排出者は、前項の請求を行うときは、前条第一項の規定による報告と併せて、主務省令で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。 3 事業所管大臣は、第一項の請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨を通知するものとする。 4 事業所管大臣は、第一項の請求があつた日から三十日以内にすることを要するものとする。 5 前二項の規定は、第一項の請求があつた日から三十日以内にすることを要するものとする。 6 前項の規定にかかわらず、事業所管大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を三十日以内に限り延長することができる。 (報告事項の通知等) 第二十一条の四 事業所管大臣は、第二十一条の二第一項の規定による報告があつたときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。 2 前項の規定による通知は、次に掲げるところにより、行うものとする。 一 前条第一項の請求がないときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を通知すること。 二 前条第一項の請求があつた場合において、同条第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項当該事項のうち当該決定に係る温室効果ガス算定排出量について、これに代えて当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を事業所ごとに合計した量を通知すること。 三 前条第一項の請求があつた場合において、同条第四項の決定をしたときは、同項の規定による特定排出者への通知の日から二週間を経過した日以後速やかに、当該報告に係る事項を通知すること。 3 事業所管大臣は、第二十一条の二第一項の規定による報告があつたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量を集計するものとする。 4 事業所管大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。ただし、当該集計結果が通知されることにより、前条第三項の決定に係る特定排出者の権利利益が害されるおそれがあるときは、当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量については、これに代えて、これを主務省令で定めるところにより合計した量を通知するものとする。 (報告事項の記録等) 第二十一条の五 環境大臣及び経済産業大臣は、前条第一項の規定により通知された事項について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。 2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項(以下「ファイル記録事項」という。)のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。 3 環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、前条第四項の規定により通知された事項を集計するものとする。この場合において、環境大臣及び経済産業大臣は、当該集計の用に供するため、関係事業所管大臣に対し、第二十一条の三第三項の決定に係る特定排出者の権利利益の保護に支障がないことを確認した上で、前条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量を通知するよう求めることができる。 4 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を事業所管大臣に通知するとともに、公表するものとする。 (開示請求権) 第二十一条の六 何人も、前条第四項の規定によ	定排出者に対し、その旨を通知するものとする。 4 事業所管大臣は、第一項の請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当該決定後直ちに、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。 5 前二項の決定は、第一項の請求があつた日から三十日以内にすることを要するものとする。 6 前項の規定にかかわらず、事業所管大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を三十日以内に限り延長することができる。 (報告事項の通知等) 第二十一条の四 事業所管大臣は、第二十一条の二第一項の規定による報告があつたときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。 2 前項の規定による通知は、次に掲げるところにより、行うものとする。 一 前条第一項の請求がないときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を通知すること。 二 前条第一項の請求があつた場合において、同条第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項当該事項のうち当該決定に係る温室効果ガス算定排出量について、これに代えて当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を事業所ごとに合計した量を通知すること。 三 前条第一項の請求があつた場合において、同条第四項の決定をしたときは、同項の規定による特定排出者への通知の日から二週間を経過した日以後速やかに、当該報告に係る事項を通知すること。 3 事業所管大臣は、第二十一条の二第一項の規定による報告があつたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量を集計するものとする。 4 事業所管大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。ただし、当該集計結果が通知されることにより、前条第三項の決定に係る特定排出者の権利利益が害されるおそれがあるときは、当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量については、これに代えて、これを主務省令で定めるところにより合計した量を通知するものとする。 (報告事項の記録等) 第二十一条の五 環境大臣及び経済産業大臣は、前条第一項の規定により通知された事項について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。 2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項(以下「ファイル記録事項」という。)のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。 3 環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、前条第四項の規定により通知された事項を集計するものとする。この場合において、環境大臣及び経済産業大臣は、当該集計の用に供するため、関係事業所管大臣に対し、第二十一条の三第三項の決定に係る特定排出者の権利利益の保護に支障がないことを確認した上で、前条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量を通知するよう求めることができる。 4 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を事業所管大臣に通知するとともに、公表するものとする。 (開示請求権) 第二十一条の六 何人も、前条第四項の規定によ
--	---	---

る公表があったときは、当該公表があった日以後、主務大臣に対し、当該公表に係るファイル記録事項であつて当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができる。

2 前項の請求(以下「開示請求」という。)は、次の事項を明らかにして行わなければならない。
一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 開示請求に係る事業所又は特定排出者の名称、所在地その他のこれらを特定するに足りる事項

(開示義務)

第二十一条の七 主務大臣は、開示請求があつたときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十一条の八 特定排出者は、主務省令で定めるところにより、第二十一条の二第一項の規定による報告に添えて、第二十一条の五第四項の規定により公表され、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により提供された情報を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

4 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイル記録事項のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業

所管大臣に通知するものとする。

5 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、第二項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、事業所管大臣に通知するとともに、公表するものとする。

6 前二条の規定は、前項の規定による公表があつた場合に準用する。

(技術的助言等)

第二十一条の九 主務大臣は、温室効果ガス算定排出量の算定の適正な実施の確保又は自主的な温室効果ガスの排出の抑制等の促進に資するため、特定排出者に対し必要な技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律との関係)

第二十一条の十 特定排出者から、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十一条第一項(同法第十二条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告があつたときは、第二十一条の二から前条まで、第三十条の三及び第三十一条の二の規定の適用については、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、エネルギー(同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。)の使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての第二十一条の二第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該事業所に係る事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。）」とあり、第二十一条の三第一項、第三項、第四項及び第六項、第二十一条の四第一項、第三項及び第四項、第二十一条の五第四項、第二十一条の八第一項、第二項及び第五項、第三十条の三第一項及び第二項並びに第三十一条の二第一項中「事業所管大臣」とあり、第二十一条の五第二項及び第二十一条の八第四項中「当該事業所管大臣」とあり、並びに第二十一条の五第三項中「関係事業

所管大臣」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律第十一条第一項(同法第十二条の三第一項において準用する場合を含む。)」に規定する主務大臣」とするほか、第二十一条の二から前条まで、第三十条の三及び第三十一条の二の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十条の次に次の二条を加える。

(手数料)

第三十条の二 ファイル記録事項の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の開示の実施に係る手数料を納付しなければならない。

(磁気ディスクによる報告等)

第三十条の三 事業所管大臣は、第二十一条の二第一項の規定による報告、第二十一条の三第一項の請求又は第二十一条の八第一項の規定による提供については、政令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)により行わせることができる。

2 事業所管大臣は、第二十一条の三第三項又は第四項の規定による通知については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行うことができる。

3 主務大臣は、第二十一条の六第一項(第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。)の請求又は第二十一条の七(第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。)の規定による開示については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(主務大臣等)

第三十一条の二 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。

3 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第三十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「罰則」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十三条 第二十一条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則 第三三条中「平成十七年」を「平成二十年」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第一項の規定は、平成十九年度以降に行う同項に規定する報告について適用する。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正)

第三条 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条中「燃料等の使用の効率」の下に「及び燃料等の使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量」を、「電気の使用の効率」の下に「及び電気の使用に係る二酸化炭素の排出量」を加え、同条に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、前項の経済産業省令(燃料等の使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び電気の使用に係る二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ

め、環境大臣に協議しなければならない。
第二十九条第三号中「第十一条」を「第十一条
第一項」に改める。

理 由

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の発効及び我が国の温室効果ガスの排出の現況にかんがみ、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、地球温暖化対策推進本部の所掌事務の追加を行うとともに、特定排出者に係る温室効果ガスの排出量の報告等の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、京都議定書の発効及び我が国の温室効果ガスの排出の現況にかんがみ、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、地球温暖化対策推進本部の所掌事務の追加を行うとともに、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者(以下「特定排出者」という。)に係る温室効果ガスの排出量の報告等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国の責務及び地方公共団体の責務について、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減のための措置を講ずることを明確にすること。
- 2 地球温暖化対策推進本部の所掌事務として、長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整に関することを追加すること。
- 3 特定排出者は、毎年度、事業所等ごとに、温室効果ガスの排出量その他の事項(以下「報告事項」という。)を当該事業所等に係る事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」とい

う。)に報告しなければならないものとする。

- 4 事業所管大臣は、報告事項及び報告に係る排出量の集計結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとし、環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣から通知された報告事項を電子ファイルに記録するとともに、報告に係る排出量の集計結果を集計し、公表するものとする。その際、特定排出者の権利利益の適切な保護を図るものとする。
- 5 何人も、4による公表があったときは、当該公表があった日以後、主務大臣に対し、当該公表に係るファイル記録事項であつて当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができないものとし、当該主務大臣は、開示請求があつたときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならないものとする。
- 6 特定排出者は、3による報告に添えて、4により公表され、又は5により開示される情報に対する理解の増進に資するため、当該報告に係る温室効果ガスの排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができるものとし、事業所管大臣から通知された当該情報について、環境大臣及び経済産業大臣において電子計算機に備えられたファイルに記録し、公表するものとする。
- 7 二酸化炭素排出量に係る「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく定期の報告は、エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素排出量についての3による報告とみなすものとする。
- 8 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とすること。
- 9 政府は、平成二十年までに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 10 この法律は、平成十八年四月一日から施行するものとし、3は、平成十九年度以降に行う3に規定する報告について適用するものとする。

二 議案の可決理由

本法案は、京都議定書の発効及び我が国の温室効果ガスの排出の現況にかんがみ、地球温暖化対策の一層の推進を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十七年五月十日

環境委員長 小沢 鋭仁
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表制度の運用に当たっては、企業秘密の取扱いについて事業所管大臣によつてその判断が異なることのないように明確な基準を作成・公表し、可能な限り個別事業所ごとの排出量等の情報も開示の対象とするよう努めること。
- 二 京都議定書目標達成計画の実効性を高めるため、目標や対策の評価・見直しを平成十九年を待つことなく、毎年点検を行うこと。その際、森林吸収源や京都メカニズムの活用配慮しつつ、必要に応じて国内排出削減のための施策を強化すること。
- 三 温室効果ガスの排出量の削減に向け、国民各界各層それぞれの主体の参加と取組みを推進するための啓発・支援活動を積極的に展開すること。特に、業務その他部門及び家庭部門からの排出量が急増していることにかんがみ、ワーク

スタイルやライフスタイルの転換を促すための施策を検討し、可能なものから順次実施すること。

- 四 我が国は、省エネルギー等の分野で世界最高水準の技術を有しており、これらの技術を一層強化し、国内における温室効果ガスの削減に最大限努力し、世界に対してその技術の普及を図るとともに、燃料電池等の新しい技術の開発や実用化に向けた取組みを積極的に支援すること。
- 五 世界最大の温室効果ガス排出国である米国等の先進国に対し、同議定書への復帰・参加を強く働きかけるとともに、中国、インド、その他の途上国を含むすべての国が参加できる将来枠組みの構築に向け、国際的なリーダーシップを発揮すること。

商標法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十七年三月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

商標法の一部を改正する法律
商標法(昭和三十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(地域団体商標)

第七条の二 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。)又はこれに相当する外国の法人(以下「組合等」という。)は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、

その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第三条の規定(同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。)にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

一 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

二 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

三 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字であつて、普通に用いられる方法で表示するもののみからなる商標

2 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。

3 第一項の場合における第三条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

4 第一項の規定により地域団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が組合等であることを証明する書面及びその商標登録出願に係る商標が第二項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類を特

許庁長官に提出しなければならない。

第十一條第一項中「(団体商標の商標登録出願の下に「及び地域団体商標の商標登録出願」を、「以下同じ。」の下に「又は地域団体商標の商標登録出願を加え、同条第五項中「又は第二号」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「団体商標の商標登録出願」の下に「又は地域団体商標の商標登録出願を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 商標登録出願人は、地域団体商標の商標登録出願を通常の商標登録出願又は団体商標の商標登録出願に変更することができる。

第十二條第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第十五條中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第四条第一項」の下に「第七条の二第二項」を加える。

2 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。

3 第一項の場合における第三条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

4 第一項の規定により地域団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が組合等であることを証明する書面及びその商標登録出願に係る商標が第二項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類を特

第三十二條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(先使用による商標の使用をする権利)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十二條の二 他人の地域団体商標の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

2 当該商標権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

第三十三條第三項中「前条第二項」を「第三十二條第二項」に改める。

第四十三條の二中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第四条第一項」の下に「第七条の二第一項」を加える。

第四十六條第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第四条第一項」の下に「第七条の二第一項」を加え、同項に次の一号を加える。

六 地域団体商標の商標登録がされた後において、その商標権者が組合等に該当しなくなつたとき、又はその登録商標が商標権者若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているもの若しくは第七条の二第一項各号に該当するものでなくなつてるとき、第四十六條の二中「又は第五号」を「から第六号まで」に改める。

第四十七條に次の一項を加える。

2 商標登録が第七条の二第一項の規定に違反してされた場合(商標が使用をされた結果商標登録出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものでなかつた場合に限る。)であつて、商標権の設定の登録の日から五年を経過し、かつ、その登録商標が商標権者又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その商標登録についての第四十六條第一項の審判は、請求することができない。

第六十四條に次の一項を加える。

3 地域団体商標に係る商標権に係る防護標章登録についての前二項の規定の適用については、これらの規定中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

第六十五條第三項中「第十一條第四項」を「第十一条第五項」に改める。

第六十八條第二項中「第七条第一項若しくは第三項」を「第七条の二第一項」に改め、同条第四項中「第四十六條の二まで」を「第四十五條まで、第四十六條(第一項第六号を除く。)、第四十六條の二」に改め、「第四条第一項」の下に「第七条の二第一項」を加える。

第六十八條の三十四第一項及び第六十八條の三十八中「二」を「いずれかに」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願に係る商標登録出願人は、この法律による改正後の商標法第十一条第一項又は第三項の規定にかかわらず、その商標登録出願を地域団体商標に係る商標登録出願に変更することができる。

2 この法律の施行の際現に特許庁に係属してい

る防護標章登録出願に係る防護標章登録出願人は、商標法第十二条第一項の規定にかかわらず、その防護標章登録出願を地域団体商標に係る商標登録出願に変更することができない。

3 地域団体商標の商標登録を受けようとする者が、商標法第九条第一項の規定の適用を受けようとする場合において、同項に規定する出品又は出展の日(以下この項において「出品等の日」という。)が、平成十八年四月一日前であるときは、出品等の日は平成十八年四月一日とみなす。

4 地域団体商標の商標登録を受けようとする者が、商標法第十三条第一項又は同項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第四十三条の二第三項において準用する同法第四十三条第一項の規定により優先権を主張しようとする場合(商標法第九条の二又は第九条の三の規定により優先権を主張することができるとしてとされている場合を含む。)において、最初の出願若しくは千九百一十一年六月二日にブラッセルで、千九百一十五年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日(以下この項において「出願日」という。)が、平成十八年四月一日前であるときは、出願日は平成十八年四月一日とみなす。

5 前項の規定は、防護標章登録出願に準用する。
(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

産業競争力の強化と地域経済の活性化を図ることの必要性の増大等にかんがみ、地域の名称を含む商標を保護することにより、地域の産品等についての事業者の信用の維持を図るため、地域の名称及び商品の普通名称のみからなる商標等について、地域団体商標の商標登録を受けることを可能にする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商標法の一部を改正する法律案(内閣提出)
に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域の産品等についての事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化に資するため、地域の名称及び商品の普通名称のみからなる商標等について、地域団体商標としての登録を受けることを可能とする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地域の名称及び商品の普通名称のみからなる商標等について、地域との密接な関連性を有する商品等に使用され、需要者の間に広く認識されている場合に、事業協同組合等の団体において地域団体商標としてその登録を受けることを可能とする規定を設けるとともに、地域団体商標が登録された後において、その商標が登録要件に該当するものでなくなっている場合には、無効審判の対象とする等の規定を加えること。
- 2 他人が地域団体商標について登録出願をする前から、不正競争の目的でなく、これと同一又は類似の商標を使用していた第三者に、継続してその商標を使用する権利を認めること。
- 3 この法律は、平成十八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、産業競争力の強化と地域経済の活性化に資するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十七年五月十一日

経済産業委員長 河上 覃雄

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

商標法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、産業競争力の強化と地域経済の活性化に資するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 地域団体商標制度の円滑な導入を期するため、商標権者である組合と組合に属していない事業者等との関係において、無用な混乱を引き起こすことのないよう、組合及び事業者をはじめとする関係者に対して、本改正の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。
- 二 地域団体商標に対する消費者からの信用を確保するため、地域団体商標に係る商品と地域との関連性及び商品の品質等について、組合等が安全規制や表示規制に関する法令を遵守しつつ当該商標を適正に使用するよう、関係省庁間の連携を密にするとともに、その運用に万全を期すること。
- 三 本制度の導入に当たり、より迅速かつ的確な審査に資するため、審査官の資質の向上及び人材育成をはじめとする審査体制の強化に努めること。
- 四 本制度が地域ブランド化の取組みにおいて有効に機能するよう、広報活動等を通じた積極的な情報提供に努めること。また、地域ブランド化の取組みを促進するため、地方公共団体や地

域内の関係者への働きかけを強化するとともに、関係省庁においても総合的な支援策を講ずること。

五 本制度の実施に当たり、地域間の格差や地域の取組みに支障が生じないよう、地域の団体、事業者からの相談へのきめ細かな対応を図るとともに、日本弁理士会の活動と連携しつつ、弁理士制度の地方展開を促進するための適切な措置を講ずること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一一〇円	一一五円